

3) 計画を推進するための実施プログラム等の作成

(1) 鎌倉市緑の基本計画推進プログラムの作成

鎌倉市は、緑の基本計画の推進を図るため、学識経験者及び市職員からなる「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」を設置（平成8年6月）し、緑の基本計画に示された緑地のより具体的な情報の収集と対応可能な施策の検討等を行って、今後の施策展開の資料となる「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」（以下、「推進プログラム」という。）を作成した。

この推進プログラムは、平成9年3月28日に研究会座長から市長へ報告がなされた。

①鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会

研究会は、緑政審議会の委員である3名の学識経験者と市の関係課職員で構成されている。

●研究会メンバー

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 座長 | 輿水 肇 | 明治大学農学部教授 |
| 副座長 | 越澤 明 | 長岡造形大学助教授 |
| アドバイザー | 石川 幹子 | 東京大学講師 |

委員は、企画部政策調整課、同企画政策課、同環境自治体課、総務部財政課、都市部都市計画課、同都市景観課、同都市調整課、緑地海浜部みどり課、同公園緑地課、教育委員会文化財課の課長補佐及び担当係長で構成

②推進プログラムの項目

この推進プログラムは、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、緑地保全地区、都市公園（地区公園以上）の指定及び整備計画対象地と、三大緑地を対象としており、それぞれの緑地の情報と方針を次のような項目で整理している。

●緑の保全及び都市公園整備等に係る施策の推進プログラムの項目

- (1) 指定又は整備計画面積
- (2) 指定又は整備計画時期（第Ⅰ期平成8～12年、第Ⅱ期13～17年、第Ⅲ期18～27年）
- (3) 現況
 - ①指定又は整備計画区域
 - ・計画区域図、計画区域の面積
 - ②関連制度の適用状況
 - ・関連制度適用状況
 - ③土地所有状況
 - ・土地所有状況（筆数、地権者数、所有区分等）
- (4) 地区の特性、保全又は整備の視点
 - ・地区の特性、指定要件との対応、保全又は整備の視点
- (5) 保全又は整備方策の適用方針（方策の推進プログラム）
 - ①現行制度に基づく方策（適用する制度とその適用時期）
 - ②提言施策（鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書の提言方策とその対応）

注) ただし、一部非公開の取扱いをしている。

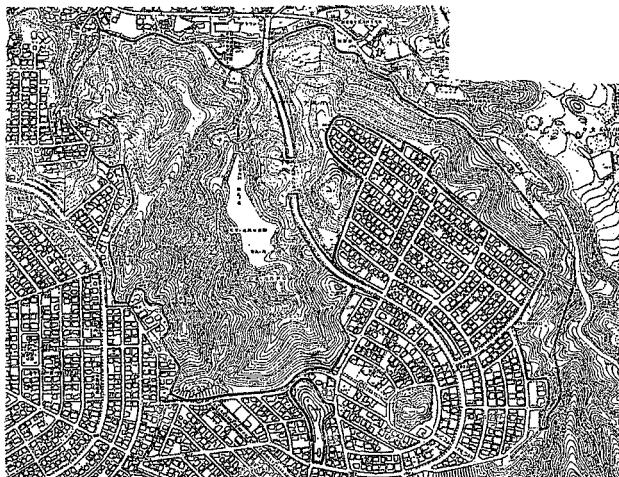
③推進プログラムの内容（抜粋）

1. 都市公園計画地（散在ヶ池森林公園）

ア. 整備計画面積 20.0 ha

イ. 現況

●整備計画区域



| | | |
|------------|---------|---------|
| 整備計画 面積 | 市街化区域 | 0 ha |
| | 市街化調整区域 | 20.0 ha |

●関連制度の適用状況



| |
|----------|
| 公園・市緑地 |
| 風致地区 |
| 近郊緑地保全区域 |
| 保安林 |
| 自然環境保全地域 |
| 緑地保全契約 |
| 保存樹林 |

*公園・市緑地と保安林重複

ウ. 計画地の特性

- 古くからのかんがい用人造湖であった散在ヶ池を中心とする公園であり、三方を山に囲まれ、花見や散策の場として広く市民に利用されている。公園内にはせせらぎの小径、パノラマ小径等の散策路が整備されている。

- 現在、一部が開設されているが都市公園としての位置づけがなされていない。

- 計画地は谷戸の地形と水辺の景観が解け合った景勝地であり、風致地区、近郊緑地保全区域、保安林等の制度が指定されている。

エ. 整備の方向

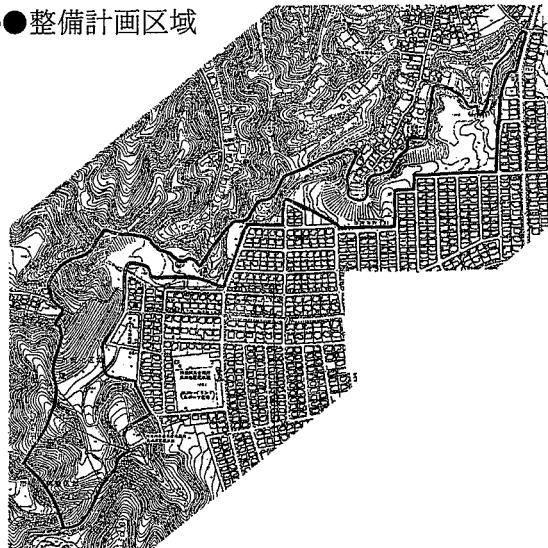
- 現在の谷戸や水辺の自然的環境を活かした、自然とのふれあいの場として整備する。

2. 都市公園計画地（仮称：浄明寺公園）

ア. 整備計画面積 12.5 ha

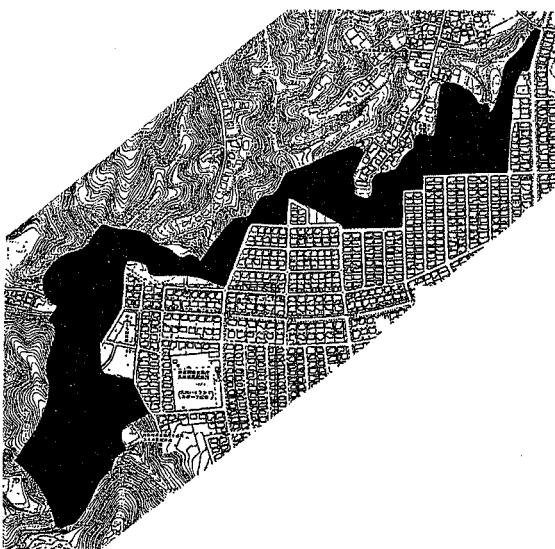
イ. 現況

●整備計画区域



| | | | |
|--------|---------|------------------------|---------|
| 整備計画面積 | 12.5 ha | 市街化区域 (第一種低層住宅専用地域) | 10.3 ha |
| | | 市街化調整区域 | 2.2 ha |

●関連制度の適用状況



| |
|--------|
| 公園・市緑地 |
| 風致地区 |
| 保安林 |
| 緑地保全契約 |
| 保存樹林 |

ウ. 計画地の特性

- 逗子市との市境沿いに位置する鎌倉逗子ハイランドの住宅地の外周部を構成する緑地である。
- 現在は市緑地として位置づけられており、一部に共生広場や植栽地、草花帯等が設けられるなど、公園的整備が行われている。
- 鎌倉中心部や相模湾を望む眺望地である。

エ. 整備の方向

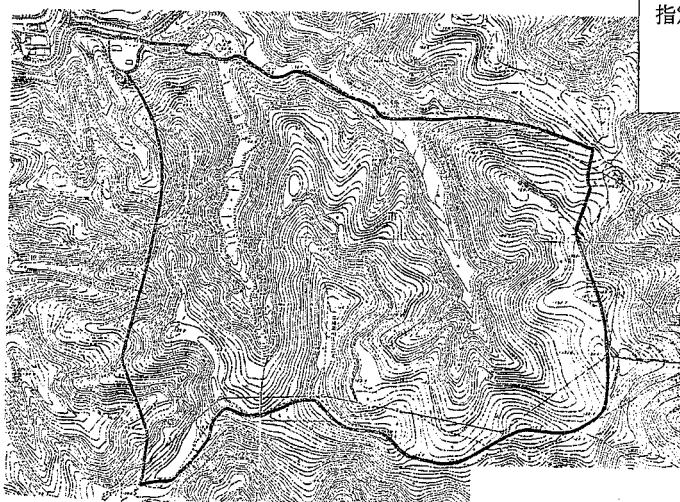
- 丘陵の自然的環境を保全するとともに、眺望・散策・休憩等の機能をもつ市民の憩いの場として整備する。

3. 近郊緑地特別保全地区計画地（仮称：七曲地区）

ア. 指定計画面積 26.0 ha

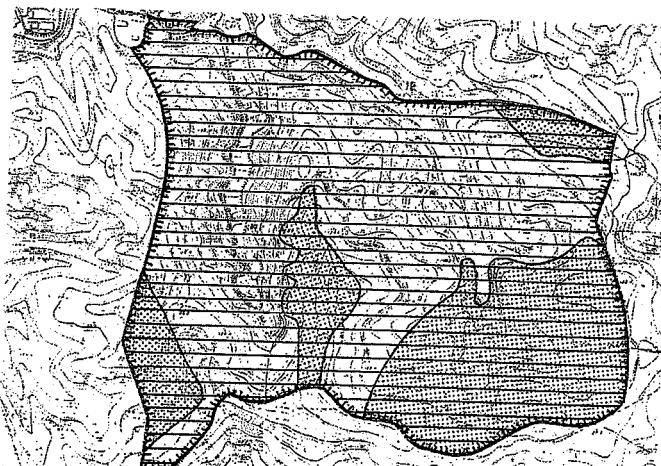
イ. 現況

●指定計画区域



| 指定計画面積 | 市街化区域 | 0 ha |
|--------|---------|-----------------|
| | 26.0 ha | 市街化調整区域 26.0 ha |

●関連制度の適用状況



| |
|----------|
| 公園・市緑地 |
| 風致地区 |
| 近郊緑地保全区域 |
| 保安林 |
| 自然環境保全地域 |
| 緑地保全契約 |
| 保存樹林 |

ウ. 計画地の特性

- ・横浜市、逗子市に連なる丘陵の一部であり、鎌倉市の骨格緑地の一部を構成する。
- ・幾筋もの谷戸が入りくむ起伏に富んだ地形をもち、コナラ、オオミドリシジミ等の貴重な野生動物の生息地となっている。
- ・尾根沿いの道は、眺望地をもつ市民や来訪者のハイキングコースとして利用されている。
- ・地区内に広がる十二所果樹園については、現在（財）鎌倉風致保存会による管理が行われている。

エ. 保全の視点

- ・3市にまたがる広域緑地の一部をなすものとして、緑地をまとまりのある形で保全する。
- ・特に貴重な動植物生息地の確保等良好な自然的環境の保全と、眺望機能の確保に重点を置く。

表2 推進プログラム総括表

| 施設 | 指定又は整備計画地 | 指定又は整備計画面積 | 登記地目 山林面積 | 土地所有状況 | | 指定計画時期 | | |
|------------------|-----------|------------|-----------------------|--------|------|--------------|---------------|---------------|
| | | | | 筆 数 | 地権者数 | 第Ⅰ期 平8~12 | 第Ⅱ期 平13~17 | 第Ⅲ期 平18~27 |
| 緑地保全地区 | 16地区 | 99.1ha | 70.2ha | 553筆 | 264人 | 4 地区 | 3 地区 | 9 地区 |
| 近郊緑地特別保全地区 | 4 | 167.6 | 122.3 | 536 | 299 | 0 | 4 | 1 (拡大) |
| 歴史的風土特別保存地区 | 49 | 204.8 | 144.7 | 1,139 | 747 | 0 | 0 | 49 |
| 都市公園 (地区公園以上) | 16箇所 | 184.0 | 142.2 (登記地 目面積) | 1,178 | 509 | 4 箇所 | 9 箇所 | 7 箇所 |

資料10 推進プログラム等の市長に対する報告

鎌緑推研第7号

平成9年3月28日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会

座長 輿水 肇

鎌倉市緑の基本計画推進プログラム及び鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書について（報告）

「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」では、平成8年6月の発足以後、約9箇月間に渡り、緑化財源の確保・充実、緑の保全・創造に係るしくみの充実、市民参加及び樹林管理等について様々な議論を交わしてきました。

この議論の中では、推進プログラムそのものの構築と同時に、さらに推進プログラムの実効性を高めるための方策のあり方を示す提言の必要性が求められました。

このことから、現行施策を中心に対応可能な範囲でまとめられた「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」と長期的視点に立って同プログラムの実現を補うための「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」をここに提出し、その成果を報告するものです。

なお、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」については、早期に所定の手続きを経て行政計画とすることが望ましいと考えられ、提言書については、今後行政はもとより市民や議会とも十分な議論を行うことが期待されます。

(2) 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書

鎌倉市は、緑の基本計画の実現を図るため、平成9年3月に前項の「鎌倉市緑の基本計画推進プログラムの作成」と合わせて、中長期的展望の中で対応すべき施策を含む「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」をまとめた。

この提言書は、前項の鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会が計7回の研究会を開催し、検討を重ねてまとめたもので、平成9年3月28日に座長から市長へ報告がなされた。

提言の内容は全文公開しており、提言書は市役所に置いて市民に貸し出している。

① 提言項目

提言は、鎌倉市の緑の保全及び創造の大きなテーマである「緑の保全及び創造に係る仕組の充実」、「緑に関する財源の確保と充実」、「緑に関する市民参加」、「樹林地の植生管理」の4つを柱にしており、これに基づいて次の21項目の提言を行っている。

これらの提言項目については、条例の制定など既に多くの項目を実現化している。

● 緑の基本計画の推進に関する提言

| 提言の柱 | 提 言 項 目 |
|------------------|---|
| 緑の保全及び創造に係る仕組の充実 | ①緑の基本計画の推進に向けた条例等の制定 ②歴史的風土保存事業、近郊緑地保全事業の推進 ③風致地区制度の内容の充実 ④緑地保全に寄与する開発・保全のトレードオフ（交換）制度の運用の検討 ⑤開発地区での緑地機能の確保に向けた指針の作成 ⑥緑化の推進に向けた指針の作成と民有地緑化に対する支援策の充実 |
| 緑に関する財源の確保と充実 | ⑦公園整備における借地方式の導入 ⑧緑地保全地区等に対する相続税の猶予等の要請 ⑨緑地保全基金、風致保存基金等の充実 ⑩緑の恩恵を受けている人々に対する受益者負担の検討 ⑪来訪者のレクリエーション費用の一部を緑地保全に役立てる仕組の検討 ⑫貴重な自主財源の有効利用 |
| 緑に関する市民参加 | ⑬市民の緑化活動の推進に向けた組織づくり ⑭緑化に関わる活動リーダーと人材の育成 ⑮市民参加型の緑化事業の推進 ⑯市民の緑化活動の展開に向けた支援策の充実 ⑰市民への緑に関する情報発信の強化 |
| 樹林地の植生管理 | ⑱樹林地の適正な管理のためのプログラムの作成 ⑲環境保全や市民ニーズ等に対応した樹林地の適正管理 ⑳行政と市民とのパートナーシップによる樹林地の適正管理 ㉑伐採樹木等のリサイクルの推進 |

②提言の内容 (抜粋)

緑の基本計画の推進に向けた条例等の制定が必要である。

●提言内容 —— • 緑の基本計画の実現に向けて、緑の保全及び創造に係る施策を推進するための条例等の制定が必要である。

• 都市環境の基盤をなす緑地、歴史的風土を構成する緑地等の保全すべき緑地について、条例等で保全措置を講ずることが必要である。

• 今後の緑地保全等のあり方について審議し、提言するための附属機関の設置が必要である。

●理由・背景 —— • 昭和47年に制定された「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」を、緑の基本計画の内容や時代の要請の変化に応じた形で見直していく必要がある。

• 緑の保全及び創造を市民ぐるみで推進するには、条例等において行政、事業者、市民の役割と責務を明確に示すことが望ましい。

• 鎌倉の緑の根幹をなす樹林地等に対しては、法制度指定に至るまでの期間を、条例等に基づく市の独自施策によって保全していく必要がある。

• 今後の緑地保全では、財政や市民参加のあり方を含む幅広い議論が求められる。

保全すべき緑地への開発行為に対して、当該緑地のもつ諸機能をできる限り確保していくための指針づくりが必要である。

●提言内容 —— • 保全すべき緑地に対して開発が発生した場合、緑の基本計画に示した自然環境保全・歴史的風土保存・景観形成・防災等の視点から緑地を解析

• 評価し、土地利用との調整の中で、当該緑地のもつ諸機能をできる限り確保していくための指針を作成することが必要である。

●理由・背景 —— • 緑の基本計画に定めた保全すべき緑地については、それぞれが都市の緑地保全や歴史的風土の保存、景観形成、防災に重要な役割を果たしていることから、これらの緑地への開発に当たっては、緑地のもつ機能が大きく損なわれないよう十分な配慮が必要である。

• これまで、緑地機能の確保に向けたきめ細かな指針は示されておらず、開発により都市景観上重要なスカイラインの緑地や自然的環境が失われてきた経過がある。

• まちづくり条例においては、市街化調整区域や緑地を含む市街化区域の開発事業で一定規模以上のものについては、土地利用の調整制度が設けられていることから、これらとの有効な連携を図る必要がある。